

【別添】徳島県医療・社会福祉施設等原油価格等高騰対策事業

(1) 高齢者福祉施設

1 支給対象となる事業所及び施設のサービス種別(※1)				2 支給額 (単位:万円、1事業所、施設当たり)
高 齢 者 福 祉 施 設	入所系 施設① ※2	○介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む)※3 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○軽費老人ホーム ○養護老人ホーム	定員50人未満	4 /施設
			定員50人～100人未満	8 /施設
			定員100人以上	13 /施設
	入所系 施設②	○短期入所生活介護事業所(単独型)	—	4 /施設
		○認知症対応型共同生活介護事業所] ○有料老人ホーム ○サービス付き高齢者向け住宅	—	11 /施設
	通所系	○通所介護事業所 ○地域密着型通所介護事業所 ○療養通所介護事業所 ○認知症対応型通所介護事業所 ○通所リハビリテーション事業所 ○小規模多機能型居宅介護事業所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所	—	5 /事業所
	訪問系	○訪問介護事業所 ○訪問入浴介護事業所 ○訪問看護事業所 ○訪問リハビリテーション事業所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○夜間対応型訪問介護事業所 ○居宅介護支援事業所 ○福祉用具貸与事業所	—	4 /事業所

【別添】徳島県医療・社会福祉施設等原油価格等高騰対策事業

(2) 医療機関等

1 支給対象となる事業所及び施設のサービス種別(※1)				2 支給額 (単位: 万円、1事業所、施設当たり)		
				食材料費 高騰対策	電気料金等物価高騰対策	
医療 機関 等	病院	病床50床未満		病床数 ×2.1/施設	50	/施設
		病床50床～100床未満			65	/施設
		病床100床～150床未満			80	/施設
		病床150床～200床未満			95	/施設
		病床200床～250床未満			110	/施設
		病床250床～300床未満			125	/施設
		病床300床以上			140	/施設
	診療所	有床診療所		-	35	/施設
		無床診療所			10	/施設
		歯科診療所			10	/施設
	助産所		3		/施設	
	歯科技工所		1.5		/施設	
	施術所	あはき			1.5	/施設
		柔道整復			1.5	/施設
	薬局		2		/施設	

【別添】徳島県医療・社会福祉施設等原油価格等高騰対策事業

(3) 障がい福祉施設

1 支給対象となる事業所及び施設のサービス種別(※1)				2 支給額 (単位: 万円、1事業所、施設当たり)
障 が い 福 祉 施 設	入所系 施設① ※2	○施設入所支援 ○福祉型障がい児入所施設	定員50人未満	18 /施設
			定員50人～100人未満	34 /施設
			定員100人以上	51 /施設
	入所系 施設②	○短期入所	—	8 /事業所
		○共同生活援助	—	9 /事業所
		○宿泊型自立訓練	—	9 /事業所
	通所系	○生活介護 ○就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 ○地域活動支援センター ○小規模作業所	—	8 /事業所
		○児童発達支援 ○放課後等デイサービス	—	5 /事業所
	訪問・ 相談系	○訪問系障がい福祉サービス(居宅介護・重度訪問 介護・同行援護・行動援護) ○保育所等訪問支援 ○相談支援事業所	—	4 /事業所

(留意事項)

※1 申請時点において、事業を行っている施設・事業所を対象とし、休業中のものを含まない。

・次の施設については、当事業の対象外とする。

社会福祉施設：公立・公的等事業所、施設

医療機関等：国又は市町村が運営する医療機関等

・介護保険サービスについては各介護予防サービスを含まない。

※2 「入所系施設①」の定員については、申請時点のものとする。

※3 広域型の特別養護老人ホームと地域密着型の特別養護老人ホームが同一建物内に同居している場合は、双方の定員を加えた規模で、支援金を支給する。

※4 介護サービスと障がい福祉サービスが重複する事業所は、両サービスで重複して申請することのないよう介護サービス事業所として申請することとする。